

監査基準改訂に伴う会計規改正案、公表——法務省

去る10月31日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。

昨年7月ならびに今年9月の監査基準の改訂を受けて、次のように会社計算規則の改正を行うもの。

・会計監査人が除外事項を付した限定付適正意見を会計監査報告の内容とする場合において、会計監査報告の内容としなければならない事項に、その理由を追加する。

・会計監査報告の内容については16条に定めがあるが、追記情報（2項）であった「継続企業の前提に関する注記に係る事項」を、1項の事項に変更

公布の日から施行され、2020年3月末日以後終了事業年度の計算関係書類より適用される予定。コメント期限は2019年11月29日まで。

会計

サブリース事業者協議会からヒアリング——ASBJ、リース会計専門委

去る10月30日、企業会計基準委員会は第90回リース会計専門委員会を開催した。

引き続き、わが国におけるリース会計基準に関する検討が行われた。

主な検討事項は次のとおり。

サブリース事業者協議会からの説明

今回は参考人として、公益財

団法人日本賃貸住宅管理協会の内部組織であるサブリース事業者協議会が出席し、同協議会の見解について説明を行った。協議会は、「IFRS 16号が日本の実態とは乖離している」としている。協議会が課題と認識している具体的な内容は次のとおり。

① リースの定義

一括借上契約は、形式上は賃貸借契約であるが、実態はサービス契約である。判定フロー策定の際に配慮が望まれる。

日本基準の開発にあたっては、民法、借地借家法の法的観点、および日本の商習慣に照らして判断できるフローの策定が望ましい。

② リース期間

「合理的に確実な延長または解釈オプション」の見積りが困難。解釈のばらつきにより、企業間および国際間比較が損なわれることを懸念。

③ BSおよびPLへの影響

変動リース料の見積りの困難性。損益のミスマッチの懸念。

④ セール・アンド・リースバック

建設請負契約と一括借上契約が個別に成立している場合には別個の取引として認識すべきである（セール・アンド・リースバックの会計処理は、経済的実態と乖離する）。

⑤ 過重な実務負担

事務処理が複雑で、導入および維持の負荷が大きい（そ

れに見合うベネフィットが得られるか疑問）。

リースバックに関する内容を確認した。

専門委員からは、「一括借上契約において、借手（事業者）・貸手ともにいつでも解約が可能の場合、IFRS上の『契約』の定義に該当しないのではないか」といった意見が聞かれた。

各会計基準における、サブリースおよびセール・アンド・リースバックに関する内容の確認

続いて、IFRS 16号、トピックス842、わが国のリース会計基準および同適用指針について、サブリースおよびセール・アンド・リースバックに関する内容の確認

サブリースについては、専門委員から「本件はIASBとIFRSで扱いが分かれている論点であり、どちらかをモデルに決めてから議論したほうがよい」、「サブリースを日本の実態に即して整理すべき」といった意見が出された。

一方、セール・アンド・リースバックについては、専門委員から「リース期間を合理的に見積ることができるかどうかが必要な論点になる」といった意見が出された。

会計

IASB公開草案「会計方針の開示」へのコメント、検討

ASBJ、デイスフロージャー専門委

去る10月30日、企業会計基準委員会は第30回デイスフロージャー専門委員会を開催した。

主に、8月1日にIASBが公表したIAS 1号「財務諸表の表示」およびIFRS実務記述書2号「重要性の判断の行使」（以下、「PS2号」という）を

「会計方針の開示」に対する「コメントレターの検討」

第89回ASAF対応専門委員会、第418回企業会計基準委員会ならびに第28回デイスフロージャー専門委員会から「コメント対応の方向性」を踏まえ

見等に対応して、事務局から「コメント対応の方向性」を踏まえ

たコメントレターの文案が示された。主に、コメントレター全体の総論と各論を明確に区別したうえで、各論を詳しく記述している。

また、第28回ディスクロージャー専門委員会では、「ASBJのコメント対応の方向性ではPS2号に対するコメントが含まれていないため、PS2号の修正案で追加されている設例に関する見解を確認したい」との意見が聞かれた。事務局からの提案は次のとおり。

会計方針の開示に関する決定には、そもそも「会計上の見積り」と区別される「会計方針」とは

何かという概念的な整理が必要であると考えられる。このため、IAS1号の修正案に対するコメント案と同様の理由により、会計方針の開示の判断に関する説明を追加すべきではない。そのため、PS2号の修正案に対するコメントはコメントレター案に追加しない。

専門委員会からは、特に反対意見等はあがらなかった。

今後の予定

「会計方針の開示」に対するコメントレターの文案については、適宜修正を行ったうえで、親委員会に諮られる予定である。

金融

打止めとはならない米金融緩和

米連邦準備制度理事会（FRB）は10月30日、連邦公開市場委員会（FOMC）においてフェデラルファンド（FE）金利の誘導目標を0.25%切り下げることを決めた。これは、今回を含めて直近の3会合で連続の利下げとなる。

同時に公表される声明文では、前回9月17日のFOMCで「経済見直しを行ううえで、新

たなデータが示す内容を注視し、適切に行動する」となっていた箇所が、今回は「適切に行動する」が省かれて「注視する」のみになっている。この点から、追加利下げ期待を弱める意図も感じられる。

同日行われたパウエルFRB議長の見解でも、これまでの金融政策の効果強調しており、米中貿易戦争終結への期待や、

ボニティブ・メンタルヘルス

ゆるゆるす

メンタルクリエイト
江口 毅

仕事柄、原稿を書く機会が少なくありません。筆が遅い筆者は、毎度締切前にあたふたしています。この「筆が遅い」という表現が死語ではないかと知人から指摘を受けたことがあります。確かに「筆」というのは時代にそぐわない印象があります。

同じように「辞書を引く」という表現も、いずれ死語になるのだからと思いました。わからない言葉も読めない漢字も翻訳さえもインターネットで検索できるわけですから、「辞書を引く」という表現どころか辞書自体がなくなるのかもしれない。

天邪鬼な筆者は、早速辞書を引いてみました。ぱらぱらとめくるだけで楽しさとなつかしさを感じます。そのなかで目に留まった言葉が「ゆるす」です。「新明解国語辞典」によると、その意味は次のとおりです。

- ゆるす「許す・免す・赦す」
- ①必要な注意・警戒を怠る
- ②何かを許せない、心を許す
- ③何かをするだけの余裕(自由)を認める
- ④ 時間(許す)限り……
- ⑤ 罪・罰・義務などから放してやる、免除する

- (例) 税を許す
- ④ 希望を聞き入れて、してもいいとする
- (例) 入学を許す、親に結婚を許してもらった
- ⑤ やらせまいとしていたことを(思うままに)やらせる
- (例) 本塁打を許す
- ⑥ 手放しで、そのものであることを認める
- (例) 自他ともに許す
- ⑦ 手放しで、そうすることを認める
- (例) 予断が許されない、前途は樂觀を許さない

こうやってきちんと言葉の意味をみていくと、「ゆるす」に対する印象が少し変わります。世間では「自分が正しいか相手が正しいか」「許すか許さないか」などのように、対立関係になり、怒りや憎しみが伴って、どこか逃げ場のない窮屈な言葉になっている印象があります。

しかし、辞書を引いて言葉の意味をひも解いていくと、どこかなく「ゆるす」が感じられます。この感覚はあなたが外れていないようです。それは「許す」と「ゆるめる」は語源が同じだからです。心の警戒をゆるめれば、心を許

すことになります。罪人を縛っている縄をゆるめれば、罪を許すことにつながります。多忙な予定をゆるめれば、時間が許す限り誰かと過ごすことができます。このように「ゆるめる」ことが許すことなのであれば、私たちがはもつと周囲の人間や自分のことを許すことができるのかもしれない。強い思い込み、こうあるべきだという思考、自身のなかの正義などを少しだけ「ゆるめる」ことで、今よりも相手も許してあげることができるともなりません。

また、自分に課している規律、頑張り続けてきた自分、完璧であらねばならないという思い込み、他者から評価されないという自分の価値がないという評価基準などを少しだけ「ゆるめる」ことで、今よりも自分自身のことを許してあげることができるともなりません。

考え方や生き方をゆるゆるとゆるめてあげること、他者との関係がゆるみ、自分の生きづらさがゆるみ、心がゆるみ、体がゆるみ、ゆるゆるとした穏やかな時間を過ごせる。そんな「ゆるす」と「ゆるし」が、あなたに訪れることを願っています。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2019年10月30日	企業会計基準公開草案第66号(企業会計基準第29号の改正案)「収益認識に関する会計基準(案)」等	ASBJ	収益認識会計基準等について、表示ならびに注記事項を定めるもの。コメント期限は2020年1月10日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-1030-1.html	2019年11月10日号(No.1561)情報ダイジェスト参照
2019年10月30日	企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」		「見積りの不確実性の発生要因」に係る注記情報の充実を図るもの。コメント期限は2020年1月10日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-1030-2.html	
2019年10月30日	企業会計基準公開草案第69号(企業会計基準第24号の改正案)「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準(案)」		「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るもの。コメント期限は2020年1月10日まで。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2019/2019-1030-3.html	
2019年10月30日	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等	金融庁	監査報告書における意見の根拠の記載等に係る監査基準等の改訂を受けたもの。同時に開示府令案も公表され、臨時報告書における記載等について案が示されている。コメント期限は2019年11月28日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20191028_kansa.html	—

イギリスの合意なきEU離脱の可能性が小さくなった点をリスク後退理由にしている。

アメリカ経済に目を移すと、失業率や新規雇用者数からみた労働市場は堅調、PCE物価指数も一定の水準を保っている。

したがって、FRBの目標である「雇用の最大化」と「物価の安定」の観点からの追加緩和の必要性は小さいとみられている。しかしその一方で、来年の大統領選を控えるトランプ大統領がパウエル議長とFRBを「金融緩和に消極的」と名指しで非難しており、政治的圧力の存在を指摘する声もある。

米中貿易問題やイギリスのEU離脱問題は、今後利下げ圧力になり得るとされている。対中関税第4弾の発動をめぐる思惑や、12月のイギリス議会の解散総選挙の結果が、市場で悪材料と捉えられる可能性があるためだ。

今回の利下げでは、FRBは金融緩和姿勢を示したとされる。現状から大きく緩和方向に踏み出すには制約があるものの、市場の動きや政治的配慮から一定の緩和姿勢を見せる必要があったとの見方もある。今後の状況次第では、12月の追加利下げもあり得るとみられている。

証券
日米利下げと景気や株式市場への影響

日米の株価が堅調に推移するなか、米FRBの金融政策を決める10月の米連邦公開市場委員会(FOMC)に注目が集まった。米政策金利は今年7月以来3回連続の引下げとなり、その目的は「景気拡大を持続させるため」とされている。

今年7-9月期の米GDPは1.9%成長と主要国では堅調振りを示した。しかし実態をみると、設備投資と輸出が落ち込み、個人消費に支えられている。米中貿易摩擦が企業部門を直撃している一方、家計部門では、失業率の低下と雇用改善によって所得が保たれているとみられている。中国輸入品に対する関税引上げとそれに伴う消費者物価指数の上昇という懸念は現実化しておらず、消費者心理を冷やすには至っていない。

FRBは、緩和措置はこれで休止することを示唆している。これまでの利下げ効果によって緩やかな景気拡大を持続できると判断したとみられる。日本銀行も同時期に金融政策

決定会合を開いていたが、こちらは大きな変更は発表されていない。アベノミクスの中核である日銀の異次元緩和は、景気の現状を考慮すると変更の余地がないとの見方もあるが、今後景気の勢いが大きく削られるような場合には、マイナス金利の深掘りなど金融緩和の強化は可能とされている。今後、トランプ大統領の圧力等によりFRBがさらなる利下げに踏み切り、急激な円高進行となった場合も同様とみられる。

今回の利下げ直後の世界の株式市場の反応をみると、日米韓は中立的、中英独仏などはややマイナスに受け止めたとされ、インド、シンガポール、マレーシアなど東南アジア諸国はプラスに反応したとみられている。今回の米利下げに対する各国の反応は強いものではない。今後の景気と株価のカギを握るのは、米中通商協議をはじめ、トランプ大統領の意思決定であるとされており、今後の動向に注目が集まっている。